

新型コロナウイルスの影響で収入減となった方へ 各種保険料減免、貸付金、納税緩和など活用しましょう

医療関係

- 国保の資格証明書（10割負担）を短期証（3割負担）と同じ取り扱いで利用できます。
- 国保で傷病手当支給可能になります。
- 国保料や一部負担金・介護保険料など様々な支払いが減額・減免できる可能性があります。



税金や保険料、 公共料金が 払えない場合

減免や支払いの猶予など

- 公共料金
- 各種の税金
- 差し押さえ延期

休校に伴う 休業補償は

- 臨時休校した小学生のため仕事を休んだ保護者への休業補償
- 今年の6月30日までに申請が必要（事業者が行うもの）
1日：8330円上限
- 委託を受けて個人で仕事をしている方（内職も）
1日：4100円・・・申請が必要



給付金

- 所得減により市民税非課税世帯になる場合
30万円給付（自己申請が必要）
- 児童手当受給世帯
子ども1人に10000円

生活保護申請や介護・医療の悩み



- ◎失業や病気で生活保護の申請を考えている。
- ◎生活保護を利用しているが、ケースワーカーがよく相談に乗ってくれない。
- ◎介護保険を利用したいが。
- ◎医療費が高くて負担しきれない。利用できる制度はないか。
- ◎公営住宅の家賃減免。

どんなことでも守る会にご相談下さい
☎366-6137

全京都生活と健康を守る会連合会

京都市中京区壬生坊城町56-1 浪速ビル4階A

☎366-6137 FAX366-6215

